

気生第2031号
令和7年11月28日

宮城県知事 村井嘉浩 様

気仙沼市長 菅原 茂
(担当：市民生活部生活環境課)



(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (提出)

令和7年10月21日付け環対第221号で通知のありました標記の件について、別紙
のとおり提出いたします。

担当：市民生活部生活環境課
環境政策係 吉田
TEL：0226-22-3417, FAX：0226-24-3566
E-mail：kankyo@kesenuma.miyagi.jp



(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 全体的事項

風力発電機については、さらなる環境への影響を低減するため、その規模や配置計画を検討すること。

対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)周辺の住民や関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に分かりやすく提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。また、積極的に住民の意見を聴きとり、環境保全に取り組むこと。

工事及び事業を実施した場合において騒音等の苦情が発生した場合は、解決まで責任をもって対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境(騒音及び低周波騒音)

事業区域から一定の距離を隔てた範囲には住居等が存在しており、風車から最寄りの住居等までの距離による風車の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境への影響について、最新の知見に基づき適切に評価すること。

工事用資材等の搬出入に係る騒音について、具体的な低減策を示すとともに、夜間に行われると思われるブレード等の搬入に伴う騒音については、適切な時間帯を設定し、評価すること。

(2) その他の環境(重要な地形及び地質)

近年、大雨が増加しており、土砂災害等の危険性もあることから、雨の傾向については、過去のデータに留まらず、土砂災害発生リスクは、上方予想をしっかりと考えること。

改変区域の一部が砂防指定地にかかっていることから、周辺の土砂災害を誘発しないよう、風車の配置を検討すること。

また、土砂等による水の濁り及び地下水について、季節的な変動及び周辺の利用状況等も踏まえて適切に評価するとともに、調査や工事等に伴い、水源域地下水脈を改変することがないように対応すること。

(3) 動物(重要な種及び注目すべき生息地)

動物類や希少猛禽類などについて、工事による排水の影響や行動圏の広い特性を踏まえるなど、適切な環境保全措置を講じること。

熊山周辺にはツキノワグマが生息している可能性が高く、生息環境への影響が懸念されることから、その影響を回避または十分に低減する対応を検討すること。

(4) 植物（重要な種及び重要な群落）

事業区域内にヤマツツジの群生が確認された場合には、その保全について特に留意すること。

(5) 生態系（地域を特徴づける生態系）

事業区域及びその周辺には、重要な自然環境のまとまりの場が存在するため、事業の実施に伴う森林伐採等による日照条件の変化、保水機能の低下や濁水の発生など、稀少な動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、適切な環境保全措置を講じること。

(6) 景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）

市内の主要な眺望点から視認され、景観への影響を十分に低減するよう、風車の規模や配置を検討すること。また、住民などから求められた場所からのフォトモンタージュや動画等、視覚的に比較しやすい手法を用いて作成・公表する等、住民の不安解消に努めること。

その際は、視野角だけでなく、風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点を検討すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺は、市民の森が含まれており、遊歩道をはじめ、火災で焼失した雨天休憩施設を復旧させる計画もあることから、関連計画とも調整を図り、人と自然との触れ合いの活動の場として評価すること。

近年、利用状況が低位にとどまっている利用実態を踏まえ、管理用道路の活用等、新たな魅力の創出等についても検討すること。

自然と調和した整備や工事の進め方について、住民に丁寧に説明し、理解を得ること。

また、徳仙丈山などの観光地もあり、5月中旬から下旬にかけて多くの人を訪れる日本屈指の名所である。今回の運搬ルートは、徳仙丈山のアクセス

ルートの一つとなっており、観光客への影響が出ないように対策を講じること。

(8) その他の影響

関係法令に規定する許認可取得に向けて、所管機関部署と遺漏なく協議を実施すること。

工事車両の往来に際しては、交通安全法令等を遵守するとともに、道路及び道路関連施設等の汚損・破損防止に努め、地域住民の交通安全を確保すること。また、不測の事態により、道路及び道路関連施設等に汚損・破損が生じた場合などは、速やかに交通管理者及び道路管理者への報告を行うとともに、その指示に従い適切に改善を図ること。なお、道路及び法定外公共物等の改良・占用にあつては、別途施設管理者の許可を得ること。